

役員等報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人全辰会(以下「当法人」という)定款第9条および第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項に定める者のほか、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会委員の報酬等に関しても、本規程を適用するものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員会委員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする常勤の者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員会委員とは、前条第2項で規定する委員会の構成員である委員をいう。
- (5) 報酬等とは、名称を問わず勤務形態に応じた職務の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。
- (7) 半日とは4時間未満であり、4時間以上については1日とする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、当法人に対し、報酬等の支給を要しない旨の申し出を行った役員等に対しては報酬等を支給しない。
- 2 前項のうち、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。但し、職務執行の日が休日の場合はこの限りとしない。

(費用弁償の支給)

- 第4条 役員等に対しては、職務執行に掛かる費用(交通費等)を費用弁償として支給する。

(報酬等及び費用弁償の算定方法)

- 第5条 役員等に対する報酬等の額及び各年度の総額は別表1に定める額とする。
- 2 役員等に対する費用弁償の額は別表2に定める額とする。
- 3 報酬等及び費用弁償は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等及び費用弁償は、職務執行の日に合算して現金で支払うものとする。
- 2 前項に寄り難い場合、当該業務終了後、費用等の精算後、5日以内に現金で支払うものとする。ただし、受領者都合により期限を超える場合はこの限りではない。

(公表)

- 第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和7年9月7日より施行する。

<別表1> (役員等の報酬等の額)

(1) 評議員 (年間報酬総額 200,000円以内)

役員等名称	会議等業務		報酬額
評 議 員	評議員会等会議への出席		7,000円
	上記の他、法人業務への出席	一日	7,000円
		半日	3,500円
上記報酬額は、源泉所得税を控除後の額とする。			

(2) 理事 (年間報酬総額 180,000円以内)

役員等名称	会議等業務		報酬額
理事	理事会等会議への出席		7,000円
	上記の他、法人業務への出席	一日	7,000円
		半日	3,500円
上記報酬額は、源泉所得税を控除後の額とする。			

(3) 監事 (年間報酬総額 100,000円以内)

役員等名称		会議等業務		報酬額
監事	監事監査への出席			10,000円
	理事会等会議への出席			7,000円
	上記の他、法人業務への出席	一日		7,000円
		半日		3,500円
上記報酬額は、源泉所得税を控除後の額とする。				

(4) 委員会委員

役員等名称	会議等業務	報酬額
評議員選任・解任 委 員 会 委 員	評議員選任・解任委員会への出席	7,000円
上記報酬額は、源泉所得税を控除後の額とする。		

<別表2> (費用弁償の種類と額)

(1) 交通費

移動距離(自宅から職務遂行場所までの距離)	費用弁償の額
片道30km未満	3,000円
片道30km以上 片道50km未満	5,000円
片道50km以上	10,000円
上記費用弁償の額は、源泉所得税を控除後の額とする。	